

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百七十九号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の六の二、第六条の四、第七条第一項及び第六項、第九条の三の三、第九条の三の四第一項並びに第十五条の二の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十五日

環境大臣 石原 宏高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協定において定める事項） 第一条の二の三 法第五条の六の二第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 協定に参加する者の氏名又は名称 二 非常災害廃棄物適正処理業者（法第五条の六の二第一項に規定する非常災害廃棄物適正処理業者をいう。以下同じ。）による非常災害廃棄物（法第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の処理の内容 三 都道府県知事が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続 四 次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄	（新設）

物の処理に関する事項のうち必要なもの

イ 非常災害廃棄物の処理に係る費用負担

ロ 当該協定の期間

ハ その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

2 法第五条の六の二第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 協定に参加する者の氏名又は名称

二 都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続

三 次に掲げる当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの

イ 当該協力の内容

ロ 当該協力に係る費用負担

ハ 当該協定の期間

ニ その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

(削る)

(受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準)

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次の

とおりとする。

一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。

二 受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に關し相當の経験を有すること。

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該當しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。

三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。

四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協定において定める事項)

第一条の二十一 法第六条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

一 協定に参加する者の氏名又は名称

二 非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容

三 市町村長が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続

四 次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの

イ 非常災害廃棄物の処理に係る費用負担

ロ 当該協定の期間

ハ その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

2 法第六条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 協定に参加する者の氏名又は名称

二 市町村長が当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続

三 次に掲げる当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村による非常災害廃棄物の処

理に関する協力に関する事項のうち必要なもの

イ 当該協力の内容

ロ 当該協力の費用負担

ハ 当該協定の期間

ニ その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

一の二 法第六条の二第三項前段に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて非常災害廃棄物(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)の収集又は運搬を業として行う者

一の三 法第六条の二第五項前段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

二〇十四 (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

(新設)

(新設)

二〇十四 (略)

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

一の二 法第六条の二第三項前段に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う者

一の三 法第六条の二第五項前段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を業として行う者

二〇十 (略)

(削る)

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

(新設)

(新設)

二〇十 (略)

(法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

第二条の八 法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2 法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二

(削る)

(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の
軽微な変更)

第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令
で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五
条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九
条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載
した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「
法第九条の三第八項の規定により届け出た」と、「当該許可」と
あるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うもの
とする。

(法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三の二 法第九条第七項の環境省令で定める者は、精
神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が
著しく困難となつた者とする。

2 法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が前項に規定す
る者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号ま
でに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行う
ものとする。

(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の
軽微な変更)

第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令
で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五
条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九
条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載
した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「
法第九条の三第八項の規定により届け出た」と読み替えるものと
する。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第五条の十の四 第三条の二の規定は、法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2 法第九条の三の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
- 三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の十の六 第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第五条の十の四 第三条の二の規定は、法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2 法第九条の三の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
- 三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の十の六 第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する

る情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同条第二号中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びハ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同条第三号中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧)

第五条の十の七 第五条の六の四(第一号ニに係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びハ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録する事項)

第五条の十の八 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第四

る情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同条第二号中「、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同条第三号中「、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧)

第五条の十の七 第五条の六の四(第一号ニに係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録する事項)

第五条の十の八 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三

項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（事前届出を要しない非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

第五条の十の九 第五条の七の規定は、法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第五条の十の十 第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代

項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（事前届出を要しない非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

第五条の十の九 第五条の七の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第三項の規定により読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第五条の十の十 第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代

表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、第一号に掲げる書類は、法第九条の三の三第一項に規定する場合には、添付することを要しない。」と読み替えるものとする。

（届出を要する非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の十の十一 第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

第五条の十の十二 第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

（届出を要する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の十の十一 第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項の規定により準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

第五条の十の十二 第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

〔特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受け
た者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出〕

第五条の十の十三 第三条の二の規定は、法第九条の三の三第二項
に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2 法第九条の三の三第二項の規定による届出は、同項に規定する
もののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
- 三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

〔公表すべき維持管理の状況に関する情報〕

第五条の十の十四 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第
五項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事
項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第
四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及
び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

〔維持管理の状況に関する情報の公表〕

第五条の十の十五 第五条の六の三（第四号に係る部分を除く。）
の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の

（新設）

（新設）

（新設）

三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同条第二号中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同条第三号中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧)

第五条の十の十六 第五条の六の四(第一号ニに係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「、第三号イ、第四号イ及び第五号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(新設)

（記録する事項）

第五条の十の十七 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第
五項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事
項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第
四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号
に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

（事前届出を要しない特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物
の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る
軽微な変更）

第五条の十の十八 第五条の七の規定は、法第九条の三の三第五項

（新設）

において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定
める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の
七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る
部分を除く。）」の「と」、「法第九条の三第一項」とあるのは「法
第九条の三の三第二項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは
「法第九条の三の三第五項において読み替えて準用する法第
九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受け
た者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第五条の十の十九 第五条の八（第二項第三号に係る部分を除

（新設）

く。）の規定は、法第九条の三の三第五項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

（届出を要する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分
の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の十の二十 第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第五項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（新設）

（特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受け
た者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出
）

第五条の十の二十一 第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三

（新設）

第五項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号に係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の二十」と、「第

六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

（非常災害廃棄物最終処分場に係る指定の申請）

第五条の十の二十二 法第九条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物最終処分場（法第九条の三の四第一項に規定する一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物最終処分場（同項に規定する産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）の設置の場所

三 当該最終処分場の種類

四 当該最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類

五 当該最終処分場に係る法第八条第一項又は第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

六 当該最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量

七 申請者の能力に関する事項

2 前条の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の構造を明

（新設）

らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

二 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場においては同令第二条第一項に定める技術上の基準に適合していることを説明する書類

三 当該最終処分場の残余容量の算定の根拠を明らかにする書類

四 非常災害廃棄物の処分に係る体制を明らかにする書類

五 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有することを明らかにする書類

六 当該最終処分場について法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていることを証する書類

七 当該最終処分場が産業廃棄物最終処分場である場合にあっては、法第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処理施設として設置していることを示す書類

(一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の技術上の基準)

第五条の十の二十三 法第九条の三の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物最終処分場にあつては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場にあつては同令第二条第一項に定める基準に適合していること。

二 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要

(新設)

な残余の埋立容量を有すること。

(一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場を設置している者の能力の基準)

第五条の十の二十四 法第九条の三の四第一項第三号の環境省令で定める基準は次のとおりとする。

- 一 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること。
- 二 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有すること。

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 (略)

一〇四 (略)

(削る)

五〇七 (略)

(削る)

(新設)

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 (略)

一〇四 (略)

五 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六〇八 (略)

(法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の十の三の二 法第十四条の二第三項において準用する法第

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由
）

第十条の十八の二 （略）

一〇四 （略）

（削る）

五〇七 （略）

（削る）

七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由
）

第十条の十八の二 （略）

一〇四 （略）

五 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六〇八 （略）

（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の二十四の二 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一

第十条の二十四の二、第十条の二十四の五（略）

（削る）

項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

第十条の二十四の三、第十条の二十四の六（略）

（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三の二、法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が、第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置
についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定め
る一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類の
に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に
係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のも
のに限る。）とする。

一～五の二（略）

五の三 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場

安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（非常災害
廃棄物であるものに限る。）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置
についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定め
る一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類の
に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に
係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のも
のに限る。）とする。

一～五の二（略）

（新設）

六（略） 2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害廃棄物処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。 3（略）	六（略） 2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。 3（略）
---	--

附 則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十六日）から施行する。